

「この島の損保。」



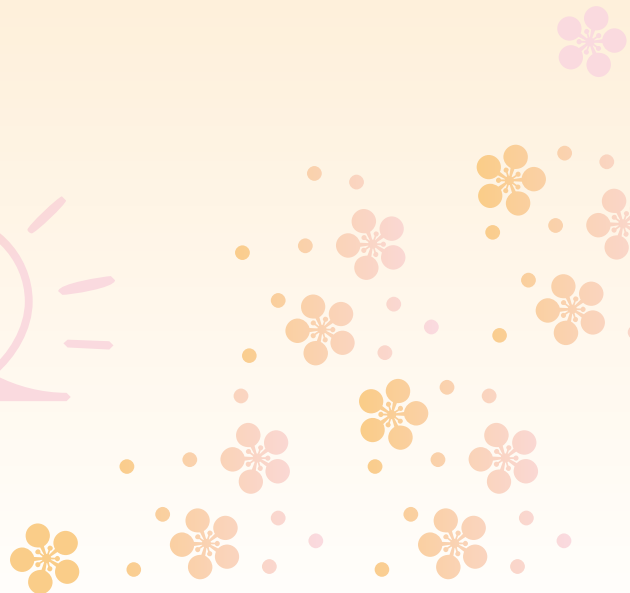
平成25年10月以降保険始期用

国内旅行傷害保険

(国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険)

楽しい
ご旅行の
お守りに

国内旅行のため出発してからお帰りになるまでの間に起こった
思いがけない事故に対して補償します。



国内を旅行している間に被る次のようなさまざまな危険を補償します。

傷 害

■死亡保険金
■後遺障害保険金



航空機が墜落

■入院保険金
■手術保険金



スポーツ中のケガ

■通院保険金



ホテルの階段で転倒

賠償責任(特約)



お土産品店で商品を壊してしまった

携行品(特約)



スーツケースを盗まれてしまった

救援者費用(特約)



14日以上入院で親族が現地へ

留守宅家財(特約)



留守中、家財が盗難にあった

ご契約タイプ一覧

ご希望のご契約タイプを選び申込書の契約タイプ欄にご記入ください。

ご旅行期間(保険期間)		1泊2日まで				3泊4日まで					
ご契約タイプ		01	02	03	04	05	06	07	08		
保険金額 (ご契約金額)	傷 害	死亡・後遺障害保険金額	29,500千円	21,470千円	9,830千円	3,880千円	45,160千円	39,590千円	14,030千円	2,700千円	
		入院保険金日額	11,000円	6,000円	6,000円	3,000円	11,000円	8,000円	8,000円	3,000円	
		通院保険金日額	7,000円	4,000円	4,000円	2,000円	7,000円	4,000円	4,000円	2,000円	
	賠償責任保険金額(免責金額なし)	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円		
	携行品損害保険金額(免責金額3,000円)	300千円	200千円	150千円	100千円	300千円	200千円	150千円	100千円		
	救援者費用保険金額	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,000千円		
保 険 料		1,500円	1,000円	800円	500円	2,000円	1,500円	1,000円	500円		
6泊7日まで				13泊14日まで				1か月まで			
09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
31,110千円	22,990千円	11,850千円	2,420千円	23,860千円	20,390千円	9,790千円	3,200千円	23,010千円	15,910千円	8,570千円	2,700千円
10,000円	6,000円	4,000円	3,000円	10,000円	8,000円	6,000円	3,000円	10,000円	8,000円	4,000円	3,000円
6,000円	4,000円	2,500円	2,000円	6,000円	4,000円	4,000円	2,000円	6,000円	4,000円	2,500円	2,000円
20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円	20,000千円
300千円	250千円	200千円	100千円	300千円	250千円	200千円	200千円	300千円	250千円	200千円	150千円
1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,000千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円
2,000円	1,500円	1,000円	600円	2,500円	2,000円	1,500円	1,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,500円

留守宅家財盗難補償特約をセットする場合には上表の保険料にそれぞれ次の保険料を加算した額が保険料となります。

ご旅行期間(保険期間)	3泊4日まで		6泊7日まで		13泊14日まで		1か月まで	
留守宅家財盗難保険金額 (免責金額3,000円)	200万円	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円
保 険 料	1,000円	500円	1,260円	630円	1,620円	810円	2,500円	1,250円

ご契約に際してのご注意

- 上表ご契約タイプ(01~20まで)以外の保険金額でのご契約をご希望の場合、および20名以上まとめて(保険料が割安となります。)ご契約される場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なり被保険者の同意が確認できない場合は「03」「04」「08」「12」「15」「16」「19」「20」の中からご契約プランをお選びください。
- 危険なスポーツ(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー等)および道路以外の場所で自転車、オートバイ、原動機付自転車等による競技、競争、興行、試運転をしている間のケガについては、特別危険補償特約をセットすることで補償可能です。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ご出発時点の年齢が70歳以上となる場合は、ご契約タイプ「04」、「08」、「12」、「16」、「20」の中からお選びください。

お支払いする保険金の種類と内容

この保険は、日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでに急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者(注1)がケガ(注2)をされたときに保険金をお支払いします。これらの保険金は、生命保険、健康保険や労災保険または加害者からの賠償金などと関係なくお支払いします。

(注1)当パンフレットにおいて、被保険者とは「保険の補償を受けられる方」をいいます。

(注2)身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷 (基本契約)	死亡保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のないときは、被保険者の法定相続人)にお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為によるケガ ●戦争・暴動・その他の変乱・原子核反応などによるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科手術などの医療処置(事故に伴うものを除きます。) ●地震・噴火・津波などの天災によるケガ ●山岳登山、リュージュ、ボブスレー、ハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間のケガ ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの (※)次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。 <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 ※急激かつ偶然な外来の事故に該当しない場合は保険金を支払いの対象となりません。 (例)日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー・性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩こりなど
	後遺障害保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)：死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、保険期間(含めてご契約期間)を通じ死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で病院または診療所に入院された場合	事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。ただし、180日間を限度とします。	
	手術保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため手術(※)を受けた場合 (注)公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料が算定される手術および先進医療に該当する手術が対象となります。ただし、①創傷処理②皮膚開閉術③デブリドマン④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術⑤抜歯手術を除きます。	外来の手術は入院保険金日額の5倍、入院中の手術は入院保険金日額の10倍をお支払いします。 (ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。)	
	通院保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診による治療を含みます。)した場合	通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、90日間を限度とし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限りです(※)。 (注)通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位(※)を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数についても通院したものと同みなします。 (※)①長管骨または脊柱 ②長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。 ③肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。	
特約	賠償責任補償特約	国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合 (注)被保険者またはご家族の方が同様の補償内容の保険商品をご契約されている場合は、補償範囲の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否等をご確認いただいたうえでお選びください。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 (注)：損害賠償責任の全部または一部を承認しうるときは、あらかじめ弊社にご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●戦争・暴動等によって生じた損害 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害 ●同居の親族に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害 ●暴行または殴打に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害 など
	携行品損害補償特約	国内旅行行程中の偶然な事故により、被保険者所有の携行品に損害が生じた場合 (注1)：携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券・衣類・カメラなどの身の回り品一式をいいます。 (注2)：次のものは含まれませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物など。	携行品損害保険金額を限度として、修繕費または時価額※をお支払いします。 (注1)：1個または1対のものについては10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては5万円を限度とします。 (注2)：1回の事故ごとに損害額のうち3,000円をご自身で負担していただきます。お支払いする保険金=実際にかかった費用-3,000円(免責金額) (※)同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬などにより、正常な運転ができない状態での事故 ●地震・噴火・津波などの天災による事故 ●自然の消耗、性質による変質・変色、瑕疵 ●単なる外観の損傷 ●置き忘れ、紛失 ●汚れ・キズ塗装のはがれ等機能に支障がない外観上の損傷 など
	救護者費用等補償特約	国内旅行行程中に ●搭乗する航空機や船舶が行方不明または遭難したとき。 ●事故によって緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察などにより確認されたとき。 ●ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院したとき。	救護者費用保険金額を限度として次の費用をお支払いします。 ●捜索救助費用(山岳遭難を除きます。) ●現地への交通費(救護者2名分を限度とします。) ●現地での宿泊料(救護者2名分を限度とし、かつ1名につき14日分を限度とします。) ●現地からの移送費用 ●雑費(3万円を限度とします。)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬などにより、正常な運転ができない状態での事故 ●地震・噴火・津波などの天災による事故 ●山岳登山、リュージュ、ボブスレー、ハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間の事故 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など
	留守宅家財盗難補償特約	国内旅行行程中にご自宅の家財が盗難にあったとき。 (注)：次のものは家財に含まれませんのでご注意ください。 有価証券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、貴金属、美術品、船舶(ヨット・モーターボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、自転車、動物、植物など。	留守宅家財盗難保険金額を限度として修繕費または時価額※をお支払いします。 (注1)：1個または1対のものについては10万円を限度とし、現金については5万円を限度とします。 (注2)：1回の事故ごとに損害額のうち3,000円をご自身で負担していただきます。お支払いする保険金=実際にかかった費用-3,000円(免責金額) (※)同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による損害 ●親族、使用人、同居人、管理人がなした盗難による損害 ●天災、火災の際の盗難による損害 ●屋外にある物の盗難による損害 ●旅行終了後60日以内に関することができなかった盗難による損害 など

賠償責任危険補償特約をセットした場合に、賠償責任保険金に付随して支払われる費用保険金は下記のとおりです。

費用保険金の種類	内容
1. 損害防止費用保険金	発生した事故について、損害の発生または拡大の防止をするために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
2. 権利保全費用保険金	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得るときは、その賠償請求権の保全または行使のために被保険者が要した必要または有益な費用をお支払いします。
3. 緊急措置費用保険金	保険事故の原因になると思われる偶然な事故が発生した場合において、被害者への応急手当・護送・その他緊急措置に要した費用および支払などをお支払いします。
4. 争訟費用保険金	被保険者と被害者との間の賠償責任に関する訴訟になった場合の訴訟費用(裁判上の和解、調停などの費用も含む)や弁護士報酬の費用であらかじめ弊社へ書面による同意を得た費用をお支払いします。
5. 協力費用保険金	弊社が必要と認めて被害者と直接、折衝を行う場合にそれに協力するため被保険者が直接要した費用をお支払いします。

お支払いする保険金の種類と内容および費用保険の詳細につきましては、「ご契約のしおり」等をご参照ください。

(注)当パンフレットにおいて、被保険者とは「保険の補償を受けられる方」をいいます。

保険金額等の引受条件について

- 保険金額の設定について、以下の点にご注意ください。
 - ・ 被保険者の方の年齢・年収などに照らして、適正な金額となるように設定してください。
 - ・ 入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められます。
 - ・ 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は被保険者ごとに同種の危険を補償する他の保険契約と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。
 - a. 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - b. ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合
- 同種の他の保険契約等がある場合は、申込書の「同種の他の保険契約など」欄に必ずご記入ください。
- 補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいた上でご契約ください。
- 被保険者が保険開始日時時点で満70歳以上である場合や、これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、新規契約および継続する契約ともに契約条件を見直していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

万が一事故にあわれたら

- すぐにお近くの取扱代理店または弊社事故受付センター窓口(下記参照)に30日以内にご連絡ください。正当な理由がなくご連絡がない場合、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする場合がございますのでご注意ください。
- 賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、賠償責任保険金では、重複する他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。
- 事故により高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合には、弊社の承認を得て、所定の方(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記(注)をご覧ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本制度については、代理請求人となる方にも必ずご説明ください。

(注)①被保険者と同居または生計を共にする配偶者

②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合)

③上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族(上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合)

その他ご注意ください

- 保険契約申込書等に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。(弊社代理店には告知受領権があります。)
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- この保険は、保険期間が1年以内のご契約のため、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。
- 損害保険制度が健全に運営され、保険金のお支払いが正しく確実に行われるよう、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 保険契約申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことや保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- Web約款について

「ご契約のしおり(約款)」を「冊子」ではなくインターネット上でご確認いただく「Web約款」をお勧めしております。保険契約申込書においてWeb約款を選択していただき「ご契約のしおり(約款)」のお届けを省略させていただく場合、当社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。Web約款を選択された方は、弊社ホームページ(<http://www.daidokasai.co.jp/>)から「ご契約のしおり(Web約款)」を選択し、ご契約いただく補償内容について普通保険約款・特約をご確認ください。

このパンフレットは「国内旅行傷害保険」の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日、および12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

受付時間：平日(午前9:00～午後5:00)

☎ 098-869-3119 (事故受付センター)

受付時間：平日夜間(午後5:00～翌朝9:00)土日・祝日、および12/31～1/3

☎ 0120-091-161 (通話料無料)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しておりますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

「この島の損保。」

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
(ホームページアドレス) <http://www.daidokasai.co.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●お申し込み・お問い合わせは